

社会福祉法人典人会 地域密着型介護老人福祉施設「陸前高田」 料金表

(平成 28 年 11 月～)

介護保険制度による利用料								
要介護度	利用者負担 限度額認定	基本単位	自己負担額			1 日利用料 合計	月額合計 (円)	
			利用料	食費	居住費		(30 日)	(31 日)
要介護 1	第 1 段階	625	625	300	820	1,745	52,350	54,095
	第 2 段階			390	820	1,835	55,050	56,885
	第 3 段階			650	1,310	2,585	77,550	80,135
	第 4 段階			1,380	1,970	3,975	119,250	123,225
要介護 2	第 1 段階	691	691	300	820	1,811	54,330	56,141
	第 2 段階			390	820	1,901	57,030	58,931
	第 3 段階			650	1,310	2,651	79,530	82,181
	第 4 段階			1,380	1,970	4,041	121,230	125,271
要介護 3	第 1 段階	762	762	300	820	1,882	56,460	58,342
	第 2 段階			390	820	1,972	59,160	61,132
	第 3 段階			650	1,310	2,722	81,660	84,380
	第 4 段階			1,380	1,970	4,112	123,360	127,472
要介護 4	第 1 段階	828	828	300	820	1,948	58,440	60,388
	第 2 段階			390	820	2,038	61,140	63,178
	第 3 段階			650	1,310	2,788	83,640	86,428
	第 4 段階			1,380	1,970	4,178	125,340	129,518
要介護 5	第 1 段階	894	894	300	820	2,014	60,420	62,434
	第 2 段階			390	820	2,104	63,120	65,224
	第 3 段階			650	1,310	2,854	85,620	88,474
	第 4 段階			1,380	1,970	4,244	127,320	131,564

注) 利用料金等につきましては、施設の体制及び制度改正等にて変更となる場合がございます。

全利用者に加算				
サービス提供体制強化加算	18 円 (※日常生活支援加算算定時は算定不可)			
日常生活継続支援加算	46 円			
看護体制加算	12 円			
介護職員処遇改善加算	介護報酬の全額を算定した額の 1,000 分の 59 に相当する額を請求いたします。			
該当者に加算				
初期加算 (入所後 30 日間)※1	個別機能訓練加算 ※2	栄養マネジメント加算 ※3	認知症専門ケア加算 ※4	療養食加算
30 円	12 円	14 円	3 円	18 円

※ 1. 入居後 30 日間及び 1 ヶ月以上入院し退院後 30 日間の加算

※ 2. 機能状態のアセスメントを行ない、個別機能計画を作成、実施する場合。

※ 3. 栄養状態のアセスメントを行い、栄養ケア計画を作成、実施する場合

※ 4. 入居者の総数のうち日常生活自立度がⅢ以上の占める割合が二分の一以上になった時該当者に算定します

※その他、職員の配置状況及び入所者の状況・状態に応じて別の加算を算定する場合や上記加算を算定しない場合があります。

○上記以外の自己負担

理美容代	実費	希望により提供した場合
その他諸費用	実費	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入所者の方が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

①利用者負担限度額免除制度について

低所得者については居住費・食費の負担額上限が設けられています。

対象者	利用者負担段階	居住費	食費
生活保護受給者	第 1 段階	820	300
老齢福祉年金受給者			
世帯全員が市町村民税 非課税者	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	820	390
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円以上 266 万円未満の方等)	第 3 段階	1,310
上記以外の方	第 4 段階	1,970	1,380

入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について

(例) 入院又は外泊期間：4月1日～4月8日（8日間）

(日額)

		4月1日（当日）	4月2日～7日		4月8日（終日）
		入院又は外泊時	2日目～6日目	7日目以降	入院又は外泊の終了時
介護報酬負担金		625円～894円	246円	算定無	625円～894円
居住費	利用者負担限度額認定	1段階 820円	1段階 820円	適用外となるため一律1,970円	1段階 820円
		2段階 820円	2段階 820円		2段階 820円
		3段階 1,310円	3段階 1,310円		3段階 1,310円
		4段階 1,970円	4段階 1,970円		4段階 1,970円
食費	利用者負担限度額認定	1段階 300円	請求無	請求無	1段階 300円
		2段階 390円			2段階 390円
		3段階 650円			3段階 650円
		4段階 1,380円			4段階 1,380円

- ①入院又は外泊時の費用について、入院又は外泊時の初日と最終日は含まず、連続して7泊の入院又は外泊を行なう場合については6日と計算される。
- ②入院又は外泊の期間中にそのまま退所した場合は、退所した日の費用は算定できる。
- ③入院又は外泊の期間中、入所者のベットを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該入所者の同意があればそのベットを短期入所生活介護に使用できる。ただし、この場合に、入院又は外泊時の費用は算定できない。
- ④入院又は外泊時の費用にあつて1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、最大連続で13泊（12日分）まで入院又は外泊にかかる費用を算定できる

(例) 月をまたがる入院の場合

入院期間：1月25日～3月8日

- 1月25日 入院当日（625円～894円の所定単位数を算定できる）

※1： 1月26日～1月31日（6日間）・・・1日につき246円

※2： 2月1日～2月6日（6日間）・・・1日につき246円

【※1+※2=12日分】

2月7日～3月7日までは適用外

